

白山麓国境地域の検討

―越境する人々―

竹間 芳明

はじめに

白山は、古代以来山岳信仰の一大拠点であった。

浅香年木氏によれば、白山を水源とする大河と流域に生きる人々との深い関わりにより、遙拝所の起源が形成され、やがてそれぞれが、「禪定道」の起点となり、越前馬場平泉寺・加賀馬場白山寺・美濃馬場長滝寺として成長するに至った。浅香氏は、これら三つの信仰拠点が、決して閉鎖され完結したものではなく、稜線を越えて交通する山麓住民や日本海を航行する人々の移動により、相互に交流が深まったという重要な指摘をしている¹⁾。

また、戦国期の朝倉氏による北国街道封鎖

時にも、三馬場を結ぶ山間部の回廊は、機能し続けており、加賀山内・越前大野・奥美濃間の交通路がどうか維持されていたことが確認され、白山麓一帯の地域が国境を越えて深いつながりをもっていたことが知られる。これは一般庶民はもとより、戦国大名や有力武将の行動範囲も示すものである。すなわち、白山麓という国境が複雑に入り組んだ地域は、生活基盤や権力の側面からすると、たえず流動的であり、様々な階層が行き来していたのであった。それに伴い、支配領域も変遷していくのである。

これまで、『福井県史』通史編二世・同三近世一、『勝山市史』第二巻原始〜近世、『岐阜県史』通史編中世、『白鳥町史』通史編上巻などの白山麓周辺の自治体史で、国境を越えた住民・領主権力の動向に関する記述がなされており、各地域相互の関連性の説明が進展している。しかし、柴田勝安が越前国大野郡山間部を征圧した年が何時なのか、明確な判断をくだすことができないなど、課題が多く残されている。その背景として、白山麓地帯に関する当該期の史料の残存状況が極めて

少なく、後世に作成された史料・伝承・碑文から類推せねばならないことがあげられる。

小稿では、以上の点を踏まえたくうえで、改めて、越前国・加賀国・美濃国・飛騨国にまたがる、白山麓国境地域の検討を試みたい。

一、美濃禪定道をめぐる諸勢力の動向

天文九年（一五四〇）八月、朝倉氏が美濃国郡上郡に侵攻した。この軍事行動に関する記録は郡上側で書かれたものだけが伝わる。

于時天文九年八月廿五日越前衆当郡へ乱入し、同日当寺に彼人数陣執、坊中悉懸

荒、乱坊狼籍沙汰之限共候、雖然衆僧老若悉構堂閉籠任、種々以公事相統云々、

山田篠脇城堅固なるよつて責候へ共悉切崩、九月廿三日²⁾越前へ追越候也、郡中

諸侍希代高名無比類者也³⁾

朝倉勢は白山美濃馬場長滝寺で陣を取り、寺中を荒らし尽くすなど乱坊狼藉を働き、東常慶の篠脇城を攻撃したが撃退され、九月二三日に越前に撤兵したと記している。

この時、朝倉孝景被官の白山中居社家石徹白源三郎種吉は、攻撃に加わることを命ぜ

られたが、東常慶の女婿だったので参陣せず、後に成敗されたとの伝承がある。^④真偽のほどは不明であるが、九月二日付某申状写によれば、石徹白村拾人之社家衆は、棟別銭免除の要請をする中で、「従天文九年大郎左

衛門様を頼入、先規之旨申上 御屋形様へ御被官^⑤罷成候」と朝倉宗滴を頼り朝倉孝景の被官になった経緯を説明している。この申状写から、朝倉氏の郡上侵攻時に、石徹白山中居社の「拾人之社家衆」が、朝倉氏の被官となったことが知られる。石徹白村は越前国大野郡にあったが、美濃国郡上郡の美濃馬場長滝寺を起点とする美濃禪定道に位置していた。すなわち、越前・美濃の国境をまたがり、美濃禪定道が存在していたのである。郡上侵攻を契機として、美濃禪定道に対する朝倉氏の影響力が顕在化していく。

前年郡上では、飛驒国の三木直頼と結んだ畑佐勘解由左衛門が、対東常慶戦に出陣しており戦乱の渦中にあった。内ヶ嶋氏も三木・畑佐方として軍事介入していたが、本願寺派有力寺院の安養寺が宗主証如の意向に反して東方に味方するなど、郡上を取り巻く軍事

情勢は、複雑な様相を呈していた。^⑥まさに、郡上東氏は、周辺隣国から攻撃を受けていたのである。東常慶は、三木・畑佐勢に敗れたものの、支配領域を維持し続けていた。

起請文

右旨趣者、今度一乱之儀^⑦付而、内嶋殿・照蓮寺以御扱、属無事候、然間於末代、対鷲見殿互成水魚之思、無別儀可申談候、於此上自然之時、中意申族出来候共、大小之事共遂直談、可申合候、万一此旨於偽申者、永世被相放 御門徒中、罷蒙阿弥陀如来之御罰、於来世者、可墮在無間奈落者也、仍起請文如件、

遠藤新兵衛入道
十二月十七日 胤秀(花押)

野田左近大夫

常慶(花押)

照蓮寺

参(傍線筆者)^⑧

この史料は、飛驒国の内ヶ嶋氏と照蓮寺の仲介で、郡上の野田常慶・遠藤胤秀が、敵対していた鷲見氏と和睦する際に書かれた起請文である。^⑨

東常慶は、「遠藤記」・「秘聞郡上古日記」(『郡上八幡町史』史料編一)では、野田氏と称していたとしている。両書は共に、東氏を滅ぼした遠藤氏により近世以降に作成されたもので、検討を要するものの、当時常慶と名乗る郡上の実力者は東氏以外はなく、野田常慶は東常慶と同一人物と判断される。^⑩遠藤胤秀は、東氏重臣の遠藤氏と考えられるが、新兵衛を称していたのは、「遠藤記」や「寛政重修諸家譜」によれば、胤好・胤縁・胤基であり、人物は特定できない。このように、当期の史料と後世の史料の間に食い違いが散見するのが、戦国期の美濃国郡上郡や隣国飛驒国の特徴である。^⑪

起請文の中で注目されるのが、傍線部の文言である。^⑫宛名が下間氏などの世俗に関わる内衆ではなく照蓮寺自体であるために、破門・阿弥陀仏の罰を記したのだろうか。しかし、天正八年(一五八〇)七月一七日付の本願寺新門主(教如)宛織田信長起請文では、阿弥陀仏ではなく諸神に誓っている。^⑬破門は、その対象者が門徒であることが前提であろう。東氏・遠藤氏は、安養寺との関係が深

かったことから、一時的にせよ兩名が安養寺門下になった可能性を示唆する。阿弥陀起請に関しては、今後諸神起請との比較対象をしようえで、精査検討したい。

いずれにせよ、飛驒国の本願寺派有力寺院照蓮寺とその姻戚で与力的一族の内ヶ嶋氏が、奥美濃郡上で大きな位置を占めていたことが知られるのである。これは、次の二つの史料からも窺える。

〔史料A〕

返々賀州山斗之事、堂をも被立候時者、拾貫可納よし候、又修理斗の時者、三貫文可納候、又修理もなき時者、一錢も納間敷被申定候、不及覚悟候へ共、中野より異見存候間、兎角不及申定候、其分心得られへく候、

書状委細令披見候、仍而加賀山斗之事、眞如坊中野へ越候て、種々被申候由にて、照蓮寺より異見之儀候間、堂をも被立候時ハ、拾貫文可納候、又修理之時者、三貫文可有取沙汰之由被申定候、不及覚悟事候へ共、照蓮寺異見之事候間、如此申定候、眞如坊より証文を取候て被下候、

其分可被心得候事候、恐々謹言、

五月十六日

雅氏（内ヶ嶋）（花押）

卿殿へ御返事（傍線筆者）

〔史料B〕

就長瀧寺之儀付而、重而治部卿殿を以蒙仰候、先以畏入候、

一日御料田之儀、如前々異後迄、無別儀、

竹本坊可申付候、從惣寺被申候由承候、

得其意存候、

一買地并門前役所之儀、右二如申候、竹本坊三代相見仕候間、不及覚悟候由難申候、

御異見之事候間、惣寺へ返申候、我等儀、

同前二而、如御意、満山於入魂者、向後之儀別儀有間敷候、

一先度如申入候、從惣寺国中へ許諾被申候儀二付而、若從国中、竹本坊へ違乱之儀、

被申候者、無疎略段、可申分候、其旨申入候処三、

帰雲二御意得給候由承候、肝要候、

委細治部卿殿申入候間、令省略候、恐惶謹言、

九月廿日

氏保（花押）

〔裏巻〕天文二年癸巳（一）

〔奥切封の巻〕（墨引）

鷺見

照蓮寺 貴報

氏保⑬

〔史料A〕の宛名の卿殿は、〔史料B〕の治部卿と考えられる。「経聞坊慶祐同坊由緒書」によれば、内ヶ嶋氏家督兵庫頭（兵庫助）の弟応円が経聞坊を継ぎ、その孫で「飛州三木伊豫守殿息女」を妻女とする治部卿も経聞坊を継いでいる。その後、遠藤但馬守（慶隆）の命により治部卿は徳方と改名したと説明している。しかし、内ヶ嶋兵庫助の父雅氏は天文八年（二五三九）に死んでおり、遠藤慶隆は天文一九年（二五五〇）に生まれているので、慶隆と同世代と考えられる徳方は〔史料A〕の卿二治部卿とは見なしがたい。年代から卿二治部卿は、内ヶ嶋雅氏の弟で経聞坊院主の良明（応円の師であり叔父）と比定されよう。

〔史料A〕では、加賀の山で堂の建立・修理を行う時には、一定額を納入することが、眞如坊の依頼で照蓮寺から申し入れされたので了承したことを、内ヶ嶋雅氏が経聞坊良明に伝えている。

加賀の山の堂とは、白山禪頂の堂舎のことであろう。白山信仰の拠点美濃馬場長滝寺の

塔頭経聞坊と眞如坊との間で、加賀の山の利権をめぐるが対立が存在していたことを窺わせる。この長滝寺の塔頭同士の問題に関して、本願寺派有力寺院照蓮寺が姻戚の内ヶ嶋氏を通じて仲介の役割を担っていたことが分かる。

長滝寺の信仰圏は、照蓮寺の教化圏とほぼ重なる状況であった²⁰。ただし、両者間での対立・競合はみられない。戦国期以降に真宗本願寺派の教線は飛躍的に拡大したものの、白山信仰が衰退したわけではなく、重層的に共存していたものと判断される²¹。内ヶ嶋一族が長滝寺経聞坊院主になっていることもその証左である。むしろ、長滝寺塔頭間の対立・諸問題に、照蓮寺が介在せねば解決できなかった点、すなわち照蓮寺が飛驒・奥美濃において重要な役割を担っていたことに注目すべきである。

〔史料B〕では、仏神田・買地・門前役所に関する長滝寺塔頭竹本坊の権益について、美濃国郡上郡の有力武将鷲見氏保が、照蓮寺に遵守を誓約している。その中で、経聞坊院主治部卿・帰雲城の内ヶ嶋氏が深く関与して

いたことが分かる。

照蓮寺・内ヶ嶋氏と長滝寺との深い関わりは、その地理的事情によるものである。ともに、美濃・飛驒・加賀・越前の国境近くに位置し、それぞれの国や地域との交流が盛んであった。この脈絡で、先の朝倉氏の郡上侵攻時における長滝寺での陣取・乱妨狼藉をとらえることができよう。

越前国大野郡は山に囲まれていたが、越前平野部と美濃国を結ぶ中間点に位置し、交通上重要な役割を担っていた。そのルートはいくつか存在し、峠を越え人と物資の往来がなされていた。なかでも、油坂峠は、日本海側と太平洋側を結ぶ交通の要衝であり、越前穴間から郡上への浄土真宗の弘通のルートでもあった²²。朝倉勢は、郡上侵攻時に、真つ先に長滝寺を占拠していることから、この峠を通過したものと判断される。

この時の荒廢から長滝寺は立ち直り、その後、塔頭経聞坊は、朝倉孝景の跡を継いだ義景から、次の書状を送られている。

就在国之儀、早々案内祝著至候、仍樽進之候、委細玄蕃助・小林新介可申候、猶

藤田八郎兵衛尉可演説候、恐々謹言、

十二月廿六日 義景(花押)

経聞坊²³

長滝寺経聞坊が在国中の義景に挨拶をした返礼として、樽を贈ったことを書いており、両者が友好関係にあったことを示している。長滝寺は、朝倉孝景の郡上侵攻で甚大な被害を被ったが、義景の代には朝倉氏との関係が改善されていたのだった。

一方で、朝倉氏と敵対していた東常慶・常堯父子は、永祿元年(一五五八)八月に、「執行進退之儀、今度悪党同意、其上不相届子細」と「被官之儀、可申付之由存分候之儀」の一連の処置に関して、経聞坊に対して了承したことを伝えている。また常慶は、「寶幢坊々跡之儀相統之事」でも、経聞坊へ指示を下しており、長滝寺と深い関係があった²⁵。

しかし、翌永祿二年(一五五九)には、

当郡就(僣)乱八月ヨリ退転仕候、然者当寺悉ク社内等迄悉破、満山悉ク方々へ退散仕候、無是非様体無申事候、竹本坊・経聞坊・学仏坊窄人候分也、雖然道雅・良松・良定・堯盛其外衆分十人余相残寺役

以下如形勤申候也²⁵

といった、郡上郡内の東氏と遠藤氏の覇権争いに巻き込まれ、経聞坊などの塔頭が牢人するなど再び長滝寺は荒廃した。この争乱で、東氏は没落し、遠藤氏が台頭していく。²⁷

その後、朝倉氏的美濃国郡上郡への軍事介入・侵攻はなかったが、遠藤氏との関わりは、元龜年間に武田信玄を介した同盟関係を構築するまで²⁸、判然としない。管見では、少なくとも、敵対していたことを示す史料はない。また、飛驒国の内ヶ嶋氏・照蓮寺との関係も、不明である。当該期の史料から、朝倉義景は、対加賀一揆戦に専念していたものと判断される。

白山を取り巻く、越前国・美濃国・飛驒国の諸勢力は、その地理的關係により、美濃馬場長滝寺と関わりを持ちつつ、複雑に絡み合いつつ、伸張を図っていたのである。そこで、次節では、朝倉氏と美濃禪定道について、より具体的な検討を行いたい。

二、美濃禪定道と朝倉氏

先述のように、朝倉氏の郡上侵攻の年に、

石徹白の白山中居社の「拾人之社家衆」が、朝倉氏の被官となったが、それまでは、守護・戦国大名権力から自立していた。²⁹ すなわち、越前国への帰属意識は、もともと希薄であり、あくまで美濃禪定道における権益維持・拡大に関心を払っていたのである。

白山禅頂の中で、美濃禪定道に深く関わるのが別山だった。越前馬場平泉寺は、既に義景の先代孝景から、「別山御遷座」を執り行うことを了承されており、公然と美濃馬場の利権獲得に乗り出していたことが確認される。³⁰ その後も、別山の権益・支配に関わる裁定は、朝倉氏に委ねられていた。³¹

乍恐令啓上候、仍去年ヨリ上打波衆、三之峯³²新関居申候之儀、前代未聞之由申上候処、則御上使被遣、被為仰付候段、忝存候、就其申掠之儀、迷惑仕候間、一書を以申上候、然所其以後又新関を重堅申付、役銭等道者³³申懸取申候、此儀去年已来度々雖訴訟申上候、無御透候³⁴付而、于今一途不被仰付候、然者又当年水のミノ宿為被仰付由申候而、可相居用意³⁵候、左候へハ、岡方関共³⁶新関四ツ居

申候、加様に御座候へハ、諸国道者³⁷并先達衆迄、拙者不相届旨、存分在之御事³⁸候、就其濃州長瀧寺ヨリ拙者訴訟之段、余³⁹延引之条、従長瀧寺⁴⁰御屋形様⁴¹江如此之御理申上、我等手前等迄可有進退之由候、致迷惑候、可然様⁴²被成御披露、一途被為仰付候者、忝可存候、恐惶謹言、

五月十一日

長澄(花押)

馬場三郎左衛門尉殿

松山一右衛門尉殿

人々御中⁴³

越前国の上打波衆が美濃禪定道の三ノ峰に新関を設けたことを、石徹白中居社家衆の石徹白長澄が朝倉氏に訴えた。その内容を要約すると、

上使の命令に対して、上打波村の住人は、何かと言ひ逃れをし、新関を維持して、不当に道者から役銭を徴収し続けている。このことを去年から何度も訴えているが、取り上げられず、未だに命じられていない。そのため、彼等は新たに「水のミノ宿」に新関を設けようとしており、これに岡の関を加えると新関が四つ設置されることになる。以上のような

状況なので諸国の道者・先達衆を掌握できず、困っている。この件は、訴訟が余りにも長引いているので、美濃国長滝寺からも直接朝倉義景に訴えがなされ、石徹白中居社の領域迄支配を及ぼすことを認められたと主張し、迷惑している。

岡は、永禄一〇年（一五六七）に石徹白彦右衛門尉（長澄）に対して、一年限りの新開設置の承認を求めた「岡藤兵衛ひろのふ」である。岡は、この件に関して朝倉氏への訴訟はしないほしいと頼んでおり、不法行為であることを自覚していた。³³

岡の居住地は不明であるが、朝倉氏を美濃禪定道に関わる裁定者と認識していたのである。これは、美濃馬場長滝寺も同様で、上打波村の美濃禪定道への侵入に対する、石徹白中居社の訴訟が長引いていることを巧みに利用し、独自に直接朝倉氏当主の義景に訴え、中居社の領域を侵食する動きをしていたのであった。

当時、長滝寺自体は、美濃国郡上郡遠藤氏の支配下にあったが、美濃禪定道の利権は、国境をまたがっていたので、その時々々の状況

に依じて、朝倉氏に裁定を仰いだのだった。これは、長滝寺側による主体的・積極的な両属関係といえよう。

上打波村の美濃禪定道への介入・侵入は、近隣の村も交えて複雑化していた。上打波村と結託した加賀国山内の牛首・風嵐両村も、別山役所で勝手に役銭を徴収し、石徹白村が設置していた二名の人間を人質として連行している。これを石徹白長澄が、朝倉氏に訴えたところ、両村の者を捕縛するように指令された。しかし、両村に同心する上打波之山本又太郎・雨池之助左衛門に役所を任せて、加州之者共は帰ってしまった。長澄は、「彼打波之者、加州之者」成替り、別山致進退候段」について朝倉氏の裁定を仰いでいる。³⁴

上打波村は、加賀国牛首・風嵐村へ十里、石徹白村へ四里の距離に位置し、打波川上流から加越国境の尾根づたいに白山参詣登山道があり、三ノ峰で石徹白からの登山道と合流する。牛首・風嵐両村とは、近世以降も親密な関係を維持し続けていた。まさに三ノ峰は、石徹白村と利害が衝突する場であった。

石徹白長澄の朝倉氏への二つの訴えから、

越前国・加賀国・美濃国の山峡の国境を越えて住民が頻繁に自由に往来していたことが知られる。白山麓の加越国境の上打波村と牛首・風嵐村は、美濃国別山の利権（役銭Ⅱ参銭徴収）の押領強奪のために共同歩調をとったのだった。

当該期の別山・三ノ峰の支配に関わる裁定は朝倉氏が行っていたが、強硬手段により石徹白村の権益を侵した牛首・風嵐両村は、朝倉氏と敵対関係にあった加賀一揆の山内四組の牛首組に属していたと考えられる。³⁵ ちなみに、朝倉氏と本願寺の和睦が最終的に締結されたのは、永禄一二年（一五六九）である。この和睦により加越間の戦闘は終息した。

岡方Ⅱ岡藤兵衛の新関に対して異議を唱えた、永禄一〇年（一五六七）の石徹白藤十郎申状案では、白山禪頂について「彼三之御山之儀者、何も加笏内ニて御座候へ共、大御前ハ、飛驒三木方別当ニ而進退被仕候、おなんちハ加賀那多寺より取行被申候、別山者、拙者昔より進退仕候」と、それぞれの支配者について説明している。

藤十郎は、慶長元年（一五九六）に長住（長

澄)から石徹白家職を譲られており、先代の長澄とともに別山支配に関わる訴えを朝倉氏にしたものと判断される。また、長澄による訴えは、年号が記されていないが、岡方の新関について言及しており、この藤十郎の申状案と関連性が認められる。したがって、『勝山市史』第二巻の記述のように永祿一〇年(一五六七)と比定されよう。すなわち、朝倉氏が加賀一揆と交戦状態にあり敵対していた時期のものである。

飛驒国三木氏・加賀国那谷寺・越前国石徹白氏による分割支配下という、複雑化した白山禅頂・山麓の状況こそが、美濃禅定道に諸勢力が公然と侵入し、権益を侵犯するという下地を形成していたのだった。

牛首・風嵐両村は、加賀一揆の構成員の立場に収斂しておらず、一揆内の尾添村と争った加賀禅定道の事例と同様に、参銭徴収権篡奪という目的で行動したのである。つまり、生活権の向上を第一義としていたのだった。越前国上打波村とは、国境に関係なく交流している、支配・統轄権が錯綜している間隙を突いて、共闘し実力行使したのである。これは、

敵国越前への侵攻という軍事行動ではない。

両村による加賀禅定道への侵入では、越前馬場平泉寺と結託したが、近世に至り、最終的には平泉寺と相論を繰りひろげることになる。また、年代は未詳だが、七月二八日付かさまし・牛首両村年寄書状では、白山中居社の社家桜井平衛門尉に、年寄の判断で現銀六百目で美濃室を建てる旨を、丁寧伝えてくるように、その時々利害関係で離合集散をくり返していたのだった。

別山を含め、各白山の禅頂は、閉ざされた空間ではなく、排他的既得権を独占し維持し続けることは困難だった。そして、時代の変遷とともに新たな勢力が、介入する可能性があつたのである。それは、浅香年木氏・見瀬和雄氏が指摘するように、決して篤い信仰心に裏付けされたものではなかった。

一方、朝倉氏は、対加賀一揆戦として対応しておらず、あくまで領国内の紛争を解決する一環として、牛首・風嵐両村の関係者の捕縛を指令したのだった。しかも、それを石徹白長澄自身が行うように命じているだけで、朝倉氏が直接乗り出すことはなかった。それ

だけ、係争地の美濃禅定道に対する朝倉氏の支配が及ばなかったことが分かる。また、朝倉氏が支配権強化を図った形跡もない。白山支配自体よりも、美濃禅定道の相論の裁定を通じた白山信仰への関与による人心収攬を重視したものと、判断されよう。それは、天文九年(一五四〇)に、今川義元が、石徹白林阿弥に、領国駿河・遠江国の道者の美濃禅定道における宿坊としての立場を保証していることや、天文一四年(一五四五)に、尾張国の織田信秀が、加賀禅定道の御汝峰大已貴社殿再建の願人となつていことに、通じるものである。

当時、今川氏・織田氏は、美濃禅定道や加賀禅定道に勢力を及ぼす状況ではなかった。このように、直接的な支配の有無にかかわらず、戦国大名・有力武将が白山信仰に何らかの形で関与していたことが判明する。それだけ、白山信仰が広範囲に影響力を及ぼしていたのである。真宗本願寺派の信仰は、白山麓でも急速に拡大していったが、それに伴い白山信仰が衰退の一途を遂げたわけではなかったことに留意せねばならない。

三、美濃禪定道の変遷

元龜二年（一五七二）六月、織田信長の近習菅屋長頼は、白山別山大行事権現に「信心大施主平信長」の奉行として鰐口を寄進し、石徹白中居神社境内における禁制を發給している。⁴⁷当時織田信長は、浅井長政・本願寺と提携した朝倉義景と一進一退の攻防をくりひろげていた。前年の元龜元年（一五七〇）には、近江を舞台に苦戦を強いられており、決して朝倉義景の勢力が衰退していたわけではなかった。

したがって、信長の鰐口寄進は、父信秀が願人となったことと同様に、白山信仰の支援を通じた人心収攬を目的としたものとみなすべきである。一方、白山中居社側も、織田氏に接近することで、戦況がどうころんでもよいように対応したと考えられる。これは両属というより、複数の勢力と関係を持つことで、神社・社家の存続を図った方策である。

ちなみに、美濃馬場長滝寺も、信長が上洛を果たした永祿十一年（一五六八）に、「信長之武勇致無比類之義也」と絶賛したうえで、

時之院主阿名院神澄が井口（岐阜）へ伺候し、信長に對面して「往昔之寺法被申宣制札被給置」ている。しかし、元龜元年（一五七〇）の戦いは、信長最前長の長滝寺からみても、「山三井寺ハ何方之味方共不見風体美濃・尾張之一揆モ既可發候処、信長之手成可然間引足^与相見」る状況だった。石山合戦と連動した美濃・尾張の一揆が蜂起し、織田勢は撤退せざるを得なかったと見られていたのである。⁴⁸

元龜四年（一五七三）七月に天正と改元。四月、対織田戦における朝倉氏・浅井氏・本願寺の有力軍事同盟者武田信玄が死に、戦局は大きく変化する。同年八月、浅井長政の救援に失敗した朝倉義景は、退却時に織田勢に大敗し、追撃され滅亡した。義景を裏切り、信長に服属した朝倉景鏡は、土橋信鏡と改名し、本領を安堵されている。その後、越前国の情勢は不安定で、短期間で支配者が入れ替わり、天正二年（一五七四）には、国中の一揆により織田勢が放逐され、本願寺政権が成立する。⁴⁹

朝倉氏滅亡以前に大野郡司だった景鏡は、信鏡は、石徹白長澄と友好関係にあった。また、郡職の祝いの鳥目二十疋の礼状を桜井福千世

に送っており、織田政権下では、桜井平右衛門へ知行を宛行っている。平右衛門は、朝倉義景からも、「山中路次之儀」で、奔走したことを賞されており、朝倉氏滅亡を契機に、信鏡と行動をともし、信鏡配下という形で織田方についたものと考えられる。⁵⁰

本願寺政権下の越前国で、織田方の桜井平右衛門の息平四郎は、信長と信鏡の連絡役として活動していたが、大野郡六呂師で、捕らわれて殺害されている。この件は、信長のものにも報告されているが、石徹白が殺害場所となっており、主犯格として杉本勘解由父子と善空の名が示されている。⁵¹殺害場所について情報が錯綜しているが、石徹白―六呂師―平泉寺といった山間部のルートで平四郎が往来していたことが分かる。

六呂師村の住民は、七山家の構成員であり、七山家一揆は、大野・南袋・北袋一揆とともに「山中ノ一揆」として、信鏡やこれを匿っていた平泉寺と激しく対立し、一触即発の状態だった。⁵²まさに、桜井平四郎は、敵方の領域内で殺害されたのである。

この時点で、石徹白長澄は、信鏡配下であ

ることが確認され、また、桜井平右衛門尉に起請文を送っており、石徹白中居社の主な社は織田方であったことが知られる。⁵⁵⁾

一方、本願寺政権の首領下間頼照は、美濃国郡上郡安養寺宛の書状で、

先日者、以飛脚申候キ、定而可有参著候、仍而石徹白「一平泉寺へ此中通路在

之由候、然者、此道堅留申度候間、其許才覚専用候、即石徹白紀伊守方へも堅申

越候、尚期後音之時候、恐々謹言、

四月十四日

理乗(花押)

安養寺

床下(傍線筆者)⁵⁵⁾

と石徹白―平泉寺間の通路の遮断・防備を依頼し、石徹白紀伊守にも協力を強く求めたことを伝えている。

紀伊守は、長澄の三代前から、歴代の石徹白神主家当主が名乗っていたとの記録があるが、長澄自身が紀伊守を称していたかは不明である。⁵⁶⁾しかし、先代神主まで称していた紀伊守の該当人物は、当時の石徹白一族の中で見当たらず、長澄を紀伊守と比定するのが妥当であろう。長澄は、既に織田方に属して

いたが、下間頼照には気づかれずにいたのだった。

桜井平四郎は、織田方として殺害されたものの、父平右衛門に対して、信長は「本意之上、右徒党永可為成敗候」と述べているように、六呂師村に対する報復は直ちに履行することはできなかった。⁵⁷⁾

下間頼照の安養寺・石徹白紀伊守への依頼は、平四郎殺害との関連性を窺わせる。奥美濃郡上郡からの織田勢の侵攻が現実味を帯びている中で、方策を講じる必要性に迫られていたのだった。既に織田方は、美濃本巢郡の根尾氏に「加賀・越前、其外北国より大坂へ通候商人同之旅人」の勾留を命じており、越前国大野郡から山間部を南下した地域を押さえていた。また、一時武田方に内応した郡上郡の遠藤氏も、信玄の死を契機に織田方に再び降り許され、朝倉義景攻撃に加わっていた。⁵⁸⁾

平泉寺が山中一揆・本覚寺の軍勢に敗れ焼討ちされたのは、天正二年(一五七四)四月一五日である。同年二月時点で、本願寺の指令を受けた一揆勢は、坊官杉浦玄任が大将となり、土橋信鏡を匿っていた平泉寺を攻撃

したが、敗退している。その後、北袋一揆の大將嶋田將監・勝厳寺の手勢が、対平泉寺戦に備えていた。⁵⁹⁾

本願寺政権にとって、平泉寺攻撃は、信鏡討伐以上に、来るべき対織田戦のための大野郡方面に搦手の防備の一環として重要だった。現に、天正三年(一五七五)八月の織田信長の越前再征時には、金森長近と原政茂は、織田軍本隊とは別に、濃州口から郡上表を経て、越前大野郡に侵攻している。⁶⁰⁾この時、日根野備中守・同弥左エ門(弥治右衛門)が、遠藤氏を先鋒とし、長滝寺経間坊・斉用坊・西泉坊の案内で、大野郡穴間七坂で一揆勢を破り、一揆方の穴間城攻撃で、金森長近と合流したことが、遠藤氏と長滝寺の記録として残されている。⁶¹⁾

一方、金森・遠藤勢の大野郡侵攻時の、石徹白長澄・桜井平右衛門尉の動向は不明だが、その後、長澄は金森長近父子に属したことが、家伝等で記されている。ちなみに、長澄は天正一二年(一五八四)の小牧・長久手合戦及び、翌一三年(一五八五)の金森勢の飛騨国侵攻の際に、長近から具体的な指示を下されたり

近況の報告を受けており、この時点で、長近の配下にいたことが確認される。⁶²⁾

なお、遠藤氏の家伝では、同氏が金森長近の飛驒国征圧に全面協力し、加勢したと伝える。その中で、「遠藤記」では、「石徹白長澄が、金森長近に立ちはだかる三木自綱攻撃の先陣となったとしている。⁶³⁾ この真偽は定かでないが、次の史料から、長近が白山三之室に関する裁定を行ったことが知られる。

白山^{三之}□□室^{井水}のミ為造用勸進、如前々可仕者也、仍状如件、

天「^{正四年}」 金森五郎八

六月十日

長近(花押)

石平左衛門殿⁶⁴⁾

滅亡した朝倉氏に替わり、越前国大野郡の支配者となった金森長近が、天正年間に、石徹白平左衛門に対して、白山三之室と水飲み場造営の勸進を許可しているのである。

後年、元禄元年(一六八八)の別山室焼失が契機となり、石徹白村と牛首・風嵐両村との間で、別山室・三之室地子銭納入をめぐる相論が勃発した。その際に、石徹白村側では、「別山御神体之儀者、大野城主金森五郎

八様、天正拾三年^二奉鑄、同拾四年^三社御造榮、御神体御裏書御棟札^ニ神職之筋目明白^ニ御座候」と主張し、金森長近の別山神体鑄造と社殿造営に関して言及している。長近による神体^ニ本尊の「白山禪定別山大行事権現御本地聖觀世音菩薩之御尊像」鑄造は、天正一三(二五八五)年の夏になされ、白山社家最頂として石徹白長澄が関わっていた。延宝八年(二六八〇)二月に平泉寺が作成した「白山禪定御建立次第」にも、長近の別山本尊社頭建立が記されている。⁶⁵⁾

長近の別山保護は、石徹白長澄の動向と深く関わっていたことを想定させる。先述のように、小牧・長久手合戦時から、長澄は、金森勢の一翼を担い飛驒方面の情報を提供していた。越前国大野郡と飛驒国間の緊張が高まる過程で、長澄をはじめとした石徹白村は、遅くとも天正一二年(一五八四)に金森氏に属し、三之室と水飲み場の構築を含めた別山支配を保証されたと考えられる。⁶⁶⁾

〔史料C〕

一、^開八月上旬、秀吉北国へ御進発、^{長近}飛驒国ヲハ金森五郎ハ入道^二(中略)・飛驒国ヲハ金森五郎ハ入道^二

被下候、則三木成敗トシテ金森人数差遣之、

一、飛驒国三木御成敗、秀綱兄弟二人生害、入道自綱ハ存命、^{九月也}、当国ハ稲葉勘右衛門存知之、⁶⁷⁾

〔史料D〕

尚以馬之事、駒ニても又ハだ馬ニても見立、可然候ハ、いかほとも其方在所石徹白迄ひか七候ておかるへく候、

態令申候、仍其国之儀大野と相隔、殊上方へ出入不自由之間、色々御理申上表候、就夫堺廻^ニて御知行給候、大野之儀も勿論無別儀候間、於拙子ハ可心安候、一段之仕合共候、然共其国へハ稲葉勘右衛門⁶⁸⁾方先可被遣由被仰出候、其間之儀下々猥無之様^ニ堅被入念可被申付候、国衆之事も稲勘右へ具申談候間、不可有別儀候、委細ハ喜三かたまで一書申遣候間、諸事被相談喜三次^ニ可^ニ在^ニ之候、万端機遣之事油断有間敷候、猶正村又八郎申含候、恐々謹言、

卯刻

五八入(金森長近)

九月三日

(花押)

石徹白彦右衛門殿

進之候68

「史料C」・「史料D」は、三木氏滅亡後の飛驒国に関するものである。

羽柴秀吉の意向で、一時的に稲葉重通が飛驒国を支配していたが、同時に長近が同国への国替えを命じられていた。長近は、飛驒国の不便さを訴えて、大野郡の支配を認められ

たまま、飛驒国周辺の知行を与えられることになった。翌年に長近の飛驒国転封は正式に決定されたが、69国替の過渡期の混乱した状況下で、長澄に対して、子馬・駄馬でも構わぬので、見栄えの良い馬を多く集めることを指令している。山岳地帯の戦闘における、兵糧・武器弾薬の輸送手段としての馬の役割が注目される。70

当時、羽柴政権に抵抗する飛驒一揆が蜂起しており、71長澄への指令は、一揆への対応の一環として出されたものと判断される。飛驒国内の国衆と牢人衆72の取りまとめの役割を長澄が担っていたことから、飛驒国に対す

る影響力と金森家中における立場の大きさが窺える。また、越前国大野郡から飛驒国への進軍の際に、石徹白村が重要な兵站・出撃基地となっていたことが知られるのである。このルートは、両国を結ぶ交通の要衝であり、その途中の飛驒国白川郷中野村には一節で触れた本願寺派有力寺院照蓮寺が存在していた。長澄と照蓮寺との友好関係は、金森氏の軍事行動やその後の領国支配に多いに役立つことになる。

美濃馬場長滝寺経聞坊は、朝倉氏滅亡後の天正二年(一五七四)六月八日に、遠藤盛数に白鳥別当田職を安堵され、天正一四年(一五八六)一二月には、遠藤根實から白鳥別当領祭米の裁許に関する書状が出されている。73先に触れたように、織田信長の越前再征時には、遠藤氏と共に越前一揆攻撃に加わったという。74このように、朝倉氏滅亡後の長滝

寺は、従前とおり、美濃国郡上郡の領主である遠藤氏の庇護下にあった。金森氏に対しては、飛驒国侵攻時に、小城を構えられ杜僧が、金森ハ袴ノマチニモサモ似タリ腰ガ立タ75ネバヒタモトラレズ、

金森ト銘ハウテドモツマキリノ裁ツニタ76、レヌヒダノ細布、

という狂歌を読んだと伝えられているように、冷やかな対応をしたと思われる。

その後、遠藤氏の転封に伴い、稲葉貞通が郡上郡の領主となり、長滝寺を保護している。関ヶ原合戦後に再び遠藤慶隆が郡上郡に復帰すると、長滝寺は「寶幢坊跡」を安堵され、「寺内坊屋敷」外島都合七拾六石」を末代寄進された。77

激動する戦国末期の情勢下で、美濃禅定道の石徹白中居社と長滝寺は、それぞれ、織豊政権の部將の配下として存続していくのである。繰り返し述べたように、もともと、美濃禅定道自体が、越前国大野郡・美濃国郡上郡・飛驒国をまたがり存在しており、複雑な領有関係にあった。その支配者自体が、短期間で入れ替わる中で、命脈を保ったのだった。

また、飛驒国照蓮寺・美濃国郡上郡安養寺は、この間に、紆余曲折を経て動乱を乗り切り、近世以降も本願寺派有力寺院として、地域に大きな影響力を及ぼしていった。安養寺は、遠藤氏と結束して、武田信玄に

協力したため、岐阜で郡上郡内の人質が全て殺害され、共に織田方の三木嗣頼の攻撃を受けることとなったが、滅亡は免れている。⁷⁶一時、照蓮寺のある飛騨国白川郷に移ったが、本願寺派寺院も国境を越えて、活動していたのだった。その後も、両者の関係は維持されており、遠藤秀繕は、本能寺の変直後の諸勢力の動向を克明に安養寺に伝えている。それだけ、遠藤氏にとって安養寺は、重要な存在であったのである。⁷⁹

長滝寺周辺では、一五世紀に本願寺派の寺院が創建され、長滝寺末からの多くの転宗があった。⁸⁰しかし、その後も長滝寺の有力塔頭は残っており、⁸¹同寺が、照蓮寺との関係同様に、安養寺と競合・対立していたことを示す史料は管見ではない。

真宗本願寺派は確かに、白山麓で信者を増大させ、勢力を拡大していったが、白山信仰を否定せず、共存していたのである。当然、白山信仰が衰退消滅したわけではなく、近世以降も参銭・湯税の徴収をはじめとした美濃禅定道の権益めぐり、関係村落・越前馬場平泉寺が複雑に絡み合い、相論を繰り返して行く。⁸²

特に元文三年（一七三八）に勃発した相論

では、平泉寺が訴えた相手は、加賀国能美郡尾添村・越前国大野郡石徹白村白山中居権現神主名代、同神頭、同社人・美濃国郡上郡長滝寺阿名院、阿名院地中持善坊である。石徹白村側は反論で、自らを越白山神主、同神頭、同社人と称し、御前峰の美濃室には長滝寺が参籠していることを主張している。相論の裁定は、寛保三年（一七四三）に幕府評定所を下され、平泉寺が全面勝訴し、白山嶺上三社（御前峰・御汝峰・別山）・五ヶ所の室の管轄権と、これに付随する諸権利が独占的に認められた。⁸³依然として、白山麓の村々・寺院が国境を越えて活動し続けていたのである。これらの相論自体が、多数の参詣者の存在を前提としている。すなわち、当時の白山信仰が、普及浸透していたことを示す証左となる。

まとめと課題

戦国期の白山美濃禅定道を取り巻く諸勢力は、積極的に国境を越えて活動していた。その後、美濃禅定道に関わった朝倉氏・土岐氏・

東氏・三木氏が滅亡し、織豊政権の支配を経て、幕藩体制が確立する。

領主が変遷する中で、石徹白中居社・長滝寺は、命脈を保っていた。同時に、本願寺派有力寺院照蓮寺・安養寺は、地域に多大な影響力を及ぼす存在であり続けた。白山信仰と真宗本願寺派は、対立・競合することなく共存していたのである。

この状況下で白山麓の村々は、自分たちの権益を保持・拡大するために動いていた。中でも、加賀国山内の牛首・風風両村の動向は、象徴的なものとして注目される。

両村は、もともと白山信仰に無縁だったが、⁸⁴加賀禅定道・美濃禅定道に生活の糧を求めて侵入していき、既得権を侵害し、近隣の村々と相論を繰り返りひろげていくことになる。これは、近世以降も続き、複雑化する。

尾添村との明暦の相論時には、両村は、天正七年（一五七九）の柴田勝安の侵攻で越前国大野郡に組み入れられるまでは、加賀国能美郡に属していたと主張しつつ、戦国期の天文相論以来の越前馬場平泉寺とのつながりを維持していた。その一方で、石徹白村との元

禄の相論では、天正七年以前は、加賀国石川郡に属していたとの論理を展開した。しかも、「前々々加賀之内^二而御座候得ハ、越前之内^三御座候平泉寺構可被申様も無御座候、前御造營之時分、終平泉寺手伝被申候儀は無御座候」と、平泉寺とは一線を画するようになっていくことが知られる。また、これら二つの相論で、以前は加賀国に属していたという状況証拠として、東本願寺から、両村を含む一八ヶ村の門徒・末寺・手次寺が、「加州能美郡」・「加賀国石河郡」・「加賀国石河郡之内」と見なされていることをあげている。⁸⁵⁾

両村は、その時々都合で、元々の所属先を能美郡・石河郡と使い分けているが、これは、あくまで相論を優位に進める方便の一つにすぎず、どちらでもかまわないことであった。ここに、両村の主体的対応が注目される。その脈略で、平泉寺との距離をおくために、東本願寺による認識を巧みに利用して、越前国大野郡とは現実的に異なることを主張しているのである。

牛首・風嵐村が白山の氏子であることと、東本願寺の門徒であることは、矛盾しない。

ちなみに、近世寺檀制度の影響も考慮せねばならないが、現在も両村の全住民は、東本願寺（真宗大谷派）の門徒である。両村は、元禄の相論で、石徹白村が美濃禪定道とは無関係な場所に位置していること強調したうえで、石徹白村の返書に「神職ハ密々以相伝御祈願等相務申儀御座候へハ、為土民神職之支配難及」ことが記されていたことをとりあげている。相論の焦点であった両村への地子銭納入を承諾すれば、石徹白村の神職自体に異議を唱える気はないが、「為土民難及など、過言申上候、石徹白之者共何方^二て官位等ヲ被許高官^三成、私ともを土民と申候哉、此段御尋被遊可被下候」と自分等を侮辱した文言に強い反発を示しているのである。⁸⁶⁾

この時点では、あくまで白山との地理的關係を重視しているのであり、神職の称号自体にはこだわらず、何も権威が無いことを主張していたのだった。しかし、石徹白村との相論後には、積極的に惣神主・白山社家と名乗るようになる。⁸⁷⁾まさに、相論相手や状況次第で、門徒と神主・社家の立場を巧みに使い分けていたのだった。

白山麓住民の相論の背景として、白山信仰の隆盛がある。しかし、道者の白山禪頂への登坂自体が、純粹な信仰心に基づくものであったのかも含め、戦国期以降の前近代の人間の行動について改めて問い直す必要がある。禪頂参詣も、行き帰りには、宿坊などの宿泊施設に加え、温泉・湯治場があり、多分に娯楽的要素・観光的側面が含まれていたと見なすべきであろう。⁸⁸⁾

中世特有の「心意の世界」に関して、支配・統治の側面からの鋭い分析が行われているが、被支配者側の本音（仏神を都合良く利用する）についての考察も重要である。その意味で、白山麓の諸勢力の即物的・現実主義的な対応をより一層追究していかねばならない。これは、織田政権に対する白山麓の七山家一揆・北袋一揆の抗戦継続に通じるものと考えられ、別稿で改めて検討したい。

註

(1) 浅香年木『百万石の光と影 新しい地域史の発想と構築』P 一三五―一三六（能登印刷・出版部、一九八八年）

- (2) 『福井県史』通史編二中世 P七七〇～七七一
- (3) 長滝寺文書「莊嚴講執事帳」第二巻、以下、「莊嚴」と略す(『白鳥町史』史料編古記録、以下、『白鳥』史と略す)。
- (4) 「石徹白徳郎家文書(捕遺)」一号(『白鳥』史古記録)
- (5) 「桜井文書」四六号(『岐阜県史』史料編古代中世一、以下、『岐阜』史と略す)。
- (6) 經典奥書 寿楽寺「大般若波羅密多經」(『岐阜』史二)、「天文日記」天文八年一〇月一日、一〇月二日、一〇月三〇日、十一月二日、十一月四日条(『真宗史料集成』第三巻)
- (7) 「勝鬘寺蔵旧高山照蓮寺文書」一七号(『新編岡崎市史』六史料古代中世)
- (8) 太田光俊「本願寺末寺の位置」小牧・長久手の合戦期の飛騨国から(『戦国期の真宗と一向一揆』吉川弘文館、二〇一〇年)
- (9) 同時代の史料で、東常慶の花押(『岐阜』史一 花押・印章一覽二二三)と野田常慶の影写本の花押(『岐阜』史四 花押・印章一覽二二七)を比較したが、後者が小さく、同じか否か判断できなかった。岐阜県歴史資料館に問い合わせたところ、同様の見解であるとの回答を得た。
- (10) 遠藤氏が戦国末期に郡上の支配権を掌握する具体的な経緯の大半は、『遠藤家旧記』・『遠藤家譜』(東京大学史料編纂所が写真版・写本を所蔵)など近世以降に作成された史料でしか、知ることができない。すなわち、遠藤氏にとって都合よく記述・編纂された内容である可能性が高いことを考慮せねばならない。
- (11) 太田光俊氏は、この起請文を阿弥陀起請としているが、兩名が阿弥陀起請⇨阿弥陀仏に誓約している理由は提示されていない(註(8) 前掲太田論文)
- (12) 金龍静「戦国時代の本願寺内衆下間氏」(『名古屋大学文学部研究論集二四、一九七七年』)
- (13) 「増訂織田信長文書の研究」八七八号、以下、『信長』と略す。
- (14) 金龍静『一向一揆論』P一四四(吉川弘文館、二〇〇四年)、太田光俊氏は、本願寺・照蓮寺と内ヶ嶋氏は共闘関係にあったとしている。(註(8) 太田前掲論文)
- (15) 「寶幢坊文書」九号(『岐阜』史一)
- (16) 「寶幢坊文書」一〇号
- (17) 「経聞坊文書」五〇号(『岐阜』史二)
- (18) 「天文日記」天文八年八月三日条、『新訂寛政重修諸家譜』第九、「慶隆御一世間書」・「秘聞郡上古日記」(『郡上八幡町史』史料編一)
- (19) 『新編白川村史』上巻P二九四では、内ヶ嶋氏の関係史料を検討し、独自に内ヶ嶋系図を作成している。これによれば、雅氏の子雄円(応円)を経聞坊院主・治部卿と比定し、雄円の子の良雄(意休)―孫の治部卿徳方と続いている。しかし、雄円は、治部(卿)宛に書状を書いている。(『経聞坊文書』三七号)
- 以上のように、「史料A」の卿殿を雄円と断定することはできない。一方、前註(17)「経聞坊文書」五〇号の「経聞坊慶祐同坊由緒書」の系図にある雄円の四代跡の経聞坊院主慶雅も、天正一三年(一五八五)時点で、雄円の子とみなされる良雄の讓状で治部卿と書かれている。(『経聞坊文書』三八号)
- 良雄と慶雅との具体的な関係は不明であるが、慶祐は、自身を系図で慶雅の法嗣と記している。(『経聞坊文書』五〇号)一方、良雄は元龜二年(一五七二)九月に「経聞坊良雄」と名乗っており(『経聞坊文書』三一号)、経聞坊院主であることが知られるが、治部卿だった徴証はない。
- 以上のことを勘案すると、経聞坊院主の中で、

治部卿を称していた者が何人かいたものと判断されよう。

(30) 『石徹白文書』八号(石徹白徳郎氏所蔵 『岐阜』史二)

寺派(西本願寺)財務部に申請して、原本のコピーを入手し、「山内四組」であることを確認した。

(20) 『高山別院史』上巻 P 二二・二〇六

(31) 永禄五年(一五六二)に、「石徹白御給人御百性中」は、朝倉氏に山中棟別銭半済を納入しており、朝倉氏の配下にあつたことが分かる。(『石徹白文書』一一号)

(38) 『顕如上人文案』永禄二二年(『真宗史料集成』第三巻)

(21) 『高山別院史』上巻 P 二六・二七

(22) 前註(20)

(32) 『石徹白文書』二二号、この訴えは、大野郡司朝倉景鏡から一乗谷に報告されている。(『上村弥弥家文書』一号『白鳥』史二 古記録)

(39) 『石徹白文書』一三三

(23) 『福井県史』資料編七 解説二 中世史料について P 一〇六〇、以下、『福井』資と略す、『平凡社日本歴史地名大系』二一 岐阜県の地名 P 六五四 油坂峠

(33) 『石徹白文書』二二号

(40) 『石徹白文書』二六号

なお、現在、福井県―岐阜県を結ぶ道を福井県側では「美濃街道」、岐阜県側では「越前街道」と呼んでいるが、中世において、そのような呼称をしてきたか不明である。(大野市教育委員会文化課の御教示による)

(34) 『莊嚴』

(41) 『勝山市史』第二巻 原始―近世 P 一九七―一九八

(24) 『経開坊文書』二七号

(35) 『石徹白文書』一三二号

(42) 『天文日記』天文二二年二月二四日条

(25) 『経開坊文書』二八号、『寶幢坊文書』一五号

(36) 『越前国名蹟考』第三編 P 七七一、『平凡社日本歴史地名大系』一八 福井県の地名 P 九〇 上打波村

(43) 『石川縣史』第貳編 P 四一三―四一六、『平泉寺文書』一五一・一五二号、『桜井文書』四二二号、両村と平泉寺との相論では、石徹白村は平泉寺を支援している。

(26) 『莊嚴』

(37) 『天文日記』天文八年一〇月七日条、『貞享二年加能越里正由緒記』一号(若林喜三郎『加賀藩農政史の研究』上巻 史料編、吉川弘文館、一九七〇年)、なお『天文日記』の当該部分に

(44) 註(1) 浅香前掲書 P 一四四、見瀬和雄「近世白山争論と白山麓幕領の成立―大名領知権の性格をめぐって―」(『徳川林政史研究所研究紀要』第二四号、一九九〇年)

(27) 前註(10) 参照

(38) 『真宗史料集成』第三巻では、「山内四郡」と翻刻しているが、『金沢市史』資料篇二 三六二号・『加能史料』戦国一〇 P 二二三は、「山内四組」と翻刻している。そこで、浄土真宗本願

(45) 『石徹白藤左衛門家文書』一号(『白鳥』史古文書)、『伺事記録』(『室町幕府引付史料集成』上巻)、横山住雄『織田信長の系譜 信秀の生涯を追って』第三章五、白山信仰(『教育出版文化協会、一九九三年)

(28) 『鷲見榮造氏所蔵文書』四・五号、『小島明二氏所蔵文書』一・二号(『岐阜』史二)

(29) 前註(5)、(23) 『福井』資七 解説二 中世史料について P 一〇六〇

(46) 本願寺門徒が多い白山麓の日本海側扇状地

も、白山信仰が生き続けていることが確認される。
 (大阪 大氏の御教示による)

- (47) 『大日本史料』一〇編之六 P 五八七〜五八八
- (48) 谷口克広『織田信長合戦全録 桶狭間から本能寺まで』 P 九七〜一〇一 (中央公論社、二〇〇二年)
- (49) 『莊嚴』
- (50) 『信長公記』巻六・七、『信長』三八五・四〇一号、『朝倉始末記』(蓮如 一向一揆) 続・日本仏教の思想四、岩波書店、一九七二年)
- (51) 『桜井文書』一六・一七・一八・二二号
- (52) 『桜井文書』一九号、『石徹白文書』五四号
- (53) 『齋藤甚右衛門家文書』一号、『白山神社文書』一号(『福井』資七)、『朝倉始末記』
- (54) 註(52)、『桜井文書』二二号
- (55) 『石徹白文書』四三号、理乗が下間頼照であることは、谷下一夢氏が立証している。(谷下一夢) 願寺の坊官下間氏について『龍谷学報』三二二号、一九三八年、同『増補真宗史の諸研究』同朋舎、一九七七年に所収)
- (56) 『石徹白徳郎家文書(補遺)』一・二号
- (57) 『桜井文書』一九号
- (58) 『金沢市史』資料篇二 五四六号、『経開坊文書』
- 三三二号、『安養寺文書』四・一九・二〇号、『小島明二氏所蔵文書』一号(『岐阜』史二)、『遠藤記』
- (59) 『朝倉始末記』
- (60) 『信長公記』巻八
- (61) 宝幢寺文書「長滝寺真鏡正編」(『白鳥』史一 古記録)、『遠藤記』
- (62) 『石徹白徳郎家文書(補遺)』一・二号、『金森文書』(『大日本史料』一一編之一九 P 五三三〜五三四号、同一編之二〇 P 八三〜八四)
- (63) 『遠藤家譜』、『遠藤家旧記』(『大日本史料』一一編之二〇 P 八九)、『遠藤記』
- (64) 『石徹白文書』二号(石徹白平左衛門氏所蔵 『岐阜』史一)
- (65) 『平泉寺文書』一五・八四・九五・九六・一〇〇号、『石徹白徳郎家文書(補遺)』二号
- (66) 註(64)の史料を、『岐阜』史一と『石徹白平左衛門家文書』(『白鳥』史 古文書)では、天正四年(一五七六)と比定している。
- 越前国大野郡の支配者として、長近在別山に關わる裁定をしたとしても不自然ではない。しかし、長近の白山への関与が顕著になるのは、天正二三年(一五八五)以降である。
- (67) 『宇野主水日記』天正一三年八月上旬・一〇月
- 一五日の次の条(『真宗史料集成』第三巻)
- (68) 『金森文書』(『大日本史料』一一編之一九 P 五三三〜五三四)
- (69) 天正一四年(一五八六)に、長近は正式に飛騨国へ転封された。(『岐阜県飛騨国大野郡史』上巻 P 五四七)
- (70) 藤本正行『逆転の日本史』(戦国合戦・本当はこうだった) P 一四(洋泉社、一九九七年)、鈴木真哉『鉄砲と騎馬軍団』 P 九四〜九八(洋泉社、二〇〇三年)
- (71) 『秋田藩採集文書』、『飛州三澤記』、『濃北一覽』、『遠藤家旧記』(『大日本史料』一一編之二〇 P 八二〜八九)
- (72) 『金森文書』(『大日本史料』一一編之二〇 P 八三〜八四)
- (73) 『高山別院史』上巻 P 二六、天正一五年(一五八七) 照蓮寺は、長澄を通じて金森氏との起請文を交換している。(『石徹白文書』一九・五八号)
- (74) 『美濃国長瀧寺史料』八四号、『寶幢坊文書』一八号(『岐阜』史二)
- (75) 註(61)
- (76) 『長滝寺真鏡正編』

- (77) 『経開坊文書』三九号、「寶幢坊文書」一九号・二〇・二一号、「長瀧寺文書」九号、「若宮成光氏所藏文書」五号(『岐阜』史二)、「美濃国長瀧寺史料」九二号
- (78) 『安養寺文書』四・一九・二〇号(『岐阜』史一)、「勝鬘寺蔵旧高山照蓮寺文書」一六号(『新編岡崎市史』六史料古代中世)、「経開坊旧記」(『大日本史料』一〇之六 P 八五七～八五八)
- (79) 『郡上郡史 合本』P 二二六、脊古真哉「郡上安養寺の成立と展開―初期真宗門流から本願寺教団への一例」(『日本古代の史料と制度』、岩田書院、二〇〇四年)「安養寺文書」一六号、「秘聞郡上古日記」では、同史料を掲載し、遠藤秀繕を秀綱としている。そして、「遠藤家御先祖書」(『遠藤記』)の系図は、それぞれ秀綱を胤基・胤重(胤基の弟)の初名と記している。これらの記録から、秀繕は、遠藤氏の有力一族と考えられる。また、永禄年間の末に、三木氏が畑佐氏と結託して郡上に侵攻した際、安養寺乗了の門末が遠藤氏に味方して、撃退したと伝える。(『遠藤記』・「秘聞郡上古日記」)
- (80) 『白鳥町史』通史編上巻 P 二二六～二二七
- (81) 『莊厳』
- (82) 『石川縣史』第貳編 P 四一六～四二四
- (83) 註(82)、『平泉寺文書』二二七号、「桜井家文書」四四号(『白鳥』史二)、「上村弥江家文書」一号(『白鳥』史二 古記録)
- (84) 註(1) 浅香前掲書 P 一四四
- (85) 『平泉寺文書』九五号、「白山麓拾八ヶ村留帳」(『白峰村史』下巻 P 四二〇)
- (86) 『平泉寺文書』一〇二号
- (87) 『白山一巻留書』(『白峰村史』下巻)、『平泉寺文書』一五〇・一五五号
- (88) 『平泉寺文書』一六〇・一六六号
- (89) 藤木久志『戦国の作法』P 二二三～二四四(平凡社、一九八七年)、中野豈任『祝儀・吉書・呪符』P 二四五～二五三(吉川弘文館、一九八八年)、峰岸純夫「戦国時代の制札」(『古文書の語る日本史』五戦国・織豊、筑摩書房、一九八九年)、木越隆三「織豊期検地と石高の研究」P 五〇(桂書房、二〇〇〇年)、拙著『北陸の戦国時代と一揆』第一部第三章(高志書院、二〇二二年)